

大津市土地開発公社解散手続きについて

1 解散手続き

- | | |
|---------------------|-----------------------------------|
| ① 平成 25 年 5 月 20 日 | 公社理事会（土地開発公社解散について）－理事会承認－ |
| ② 平成 25 年 5 月 23 日 | 大津市土地開発公社解散プランの策定 |
| ③ 平成 25 年 6 月 21 日 | 大津市土地開発公社を解散することについて（議案可決） |
| ④ 平成 25 年 6 月 21 日 | 第三セクター等改革推進債の起債に係る許可の申請について（議案可決） |
| ⑤ 平成 25 年 7 月 23 日 | 公共用地等取得事業に関する覚書の解除等に関する覚書 |
| ⑥ 平成 25 年 7 月 23 日 | 大津市土地開発公社への債務保証にかかる合意書 |
| ⑦ 平成 25 年 8 月 9 日 | 第三セクター等改革推進債の申請・許可（4,406 百万円） |
| ⑧ 平成 25 年 8 月 30 日 | 公社より金融機関へ剰余見込額（56 百万円）の返済 |
| ⑨ 平成 25 年 9 月 12 日 | 第三セクター等改革推進債の借入れに係る入札 |
| ⑩ 平成 25 年 9 月 30 日 | 公社より金融機関への利息支払（半年分） |
| ⑪ 平成 25 年 9 月 30 日 | 第三セクター等改革推進債の発行（4,350 百万円） |
| ⑫ 平成 25 年 9 月 30 日 | 本市より金融機関へ代位弁済（4,350 百万円） |
| ⑬ 平成 25 年 9 月 30 日 | 地位承継契約書、協定書 <市及び公社> |
| ⑭ 平成 25 年 10 月初旬～ | 求償権に基づく代物弁済（所有権移転登記ほか） |
| ⑮ 平成 25 年 11 月 14 日 | （公社）公社理事会（仮決算、清算人の報告） |
| ⑯ 平成 25 年 11 月 28 日 | 解散認可事前協議（大津市⇄滋賀県） |
| ⑰ 平成 25 年 12 月 19 日 | 権利の放棄について（議案可決） |
| ⑱ 平成 25 年 12 月 20 日 | 解散認可申請（大津市→滋賀県） |
| ⑲ 平成 25 年 12 月 31 日 | 解散認可（滋賀県→大津市） |

.....

<清算事務>

- | | |
|----------------|-------------------------|
| 平成 26 年 1 月上旬～ | （公社）解散登記、清算人登記 <知事への届出> |
| 平成 26 年 3 月下旬 | （公社）債権債務整理、残余財産処分 |
| 平成 26 年 3 月下旬 | （公社）清算終了 <知事への届出> |

2 その他

① 代位弁済額の決定について

大津市土地開発公社の解散に伴い、同公社の金融機関からの借入金の償還に要する経費（4,350,000,000円）を確定し、各金融機関に代位弁済をしたものです。

なお、代位弁済に要する経費は、第三セクター等改革推進債を活用しました。

② 代物弁済用地一覧（別紙のとおり）

評価額については、公示地等との均衡に留意しながら、各標準画地の価格を決定し、標準画地と対象不動産との個別的要因の比較することで事業用地の価格としました。

但し、この評価額は、基本的事項及び手順が不動産鑑定評価基準と相違する箇所があるため、不動産鑑定評価基準に沿った鑑定評価を行った場合、結果が異なる場合があります。

③ 債権放棄額について

大津市土地開発公社の金融機関に対する債務を保証する本市が代位弁済した、

4,350,000,000円のうち、同公社から代物弁済を受けた土地の価額

2,989,846,920円を控除した1,360,153,080円の求償債権を放棄します。

（理由）

既に代物弁済を受けたもののほか、同公社に求償債務の履行に充てる資産がなく、上記求償権につき、回収が不能であるため。